

電子指示書システムに関する Q&A(診療所・獣医師)

利用申請編

1. 全般	3
問 1-1. 電子指示書システムとは何ですか。.....	3
問 1-2. スマートフォン、パソコンから利用できますか。.....	3
問 1-3. システムに対応している端末の動作環境を教えてください。.....	3
問 1-4. アプリストアからダウンロードする必要はありますか。.....	3
問 1-5. システムの利用料金はかかりますか。.....	4
問 1-6. 小動物の動物病院の獣医師でも利用することはできますか。.....	4
問 1-7. 牛と〇〇(牛、豚、鶏以外の産業動物)を診療している獣医師ですが、システムを利用することはできますか。.....	4
問 1-8. 電子指示書システムを用いることは今後必須になるのでしょうか。また、必須の場合、その時期はいつからでしょうか。.....	4
問 1-9. 指示書発行獣医師がこのシステムを使用するメリットはありますか。.....	4
2. 初回利用申請	5
問 2-1. G ビズ ID とは何ですか。.....	5
問 2-2. G ビズ ID プライムの取得に必要なものは何ですか。.....	5
問 2-3. 所属する組織の代表者でなくても、G ビズ ID を取得する必要はありますか。.....	5
問 2-4. G ビズ ID エントリーでアカウントを登録してしまいました。プライムに変更するにはどうすればよいですか。.....	5
問 2-5. eMAFF ID とは何ですか。.....	5
問 2-6. メールアドレスは職場で共用で使用しているものでもよいですか。.....	5
問 2-7. 開設届の写しを所持していません。どうすればよいですか。.....	5
問 2-8. 提出書類を持参してもよいですか。.....	6
問 2-9. 審査者アカウントとは何ですか。.....	6
問 2-10. 獣医師法第 22 条の届出の際に用いた eMAFF ID のアカウントは、審査者アカウントとして使えるのですか。.....	6
3. アカウントの変更、追加、廃止.....	6
問 3-1. 組織の人員に変更があり、組織に配布されている利用者アカウントを追加、廃止したいです。どうすればよいですか。.....	6
問 3-2. 診療所名(従業員の eMAFF ID、メールアドレス、従業員氏名)を変更したいのですがどうすればいいですか。.....	6
問 3-3. 代表者が交代するので代表者情報を変更したいのですが、どうすればよいですか。...	7

操作編

問 1.	ログインができません。.....	8
問 2.	ログインすると「Sign in」と画面に表示されました。.....	8
問 3.	(送付先設定をしていない農場や販売店の)農場 ID や販売店 ID はどのようにして知ればよいですか。.....	8
問 4.	取引先から診療所 ID を教えて欲しいと言われました。.....	8
問 5.	送付先(農場)依頼を行おうとするとエラーになります。.....	8
問 6.	送付先(販売店)依頼を行おうとするとエラーになります。.....	9
問 7.	紐づけ(農場・販売店)依頼を行おうとするとエラーになります。.....	9
問 8.	指示書を作成しているのですが、指示書を送付したい農場、販売店が指示書に設定できません。.....	10
問 9.	指示書の作成中ですが、送付先の農場情報に誤りがあります。どのように修正すれば良いですか。.....	10
問 10.	同じ診療所で働く同僚の獣医師が作成した指示書の内容を修正したいのですが、どうすれば出来ますか。.....	10
問 11.	生産者への送付先設定を「紙など」にした場合、送付先の生産者へ指示書をどのように渡せばいいのですか。.....	11
問 12.	作成した指示書を PDF 出力して紙の指示書として使用するだけであれば、農場との紐づけは不要でしょうか。.....	11
問 13.	適用外使用の場合も考慮されているのでしょうか。承認通りまたは適用外使用の場合とで、農場側の受け取る情報が気になりました。.....	11
問 14.	システムで発行した指示書は、出荷制限期間指示書(または出荷禁止指示書)として使えますか。.....	11
問 15.	システムで作成した指示書は、システムを利用していない生産者や販売店に送付することはできますか。.....	11
問 16.	指示書の作成時に送付先指定をした販売店が、生産者が承諾した後に別の販売店に代わっていました(指示書作成時に送付先指定した販売店が、生産者が承諾した後に削除されていました)。.....	11
問 17.	メニューに送付先依頼や指示書作成が表示されません。.....	12
問 18.	ログインすると「同期失敗」と表示されます。.....	12
問 19.	どのような通知をどのようなときに受信する可能性があるのでしょうか。.....	12
問 20.	ファイルのダウンロードができません。.....	12
問 21.	このシステムで獣医師が送付した指示書は獣医師の所在地の家保に届くのでしょうか。それとも農家の所在地の家保に届くのでしょうか。.....	13
問 22.	都道府県、家畜保健衛生所以外の組織に指示書を提出したいです。.....	13
問 23.	販売店や農場が仮に廃業などで無くなった場合、それらの通告はどのような流れになるのでしょうか。.....	13
問 24.	新製品の動物用医薬品リストへの追加は発売からどのくらいの期間で完了しますか。.....	13

利用申請編

1. 全般

問1-1. 電子指示書システムとは何ですか。

安全な国産畜産物を安定的に供給するためには、生産性向上の足かせとなる家畜・家さんの疾病を予防し、我が国の「飼養衛生管理」の向上を図っていく必要があります。令和 6 年度より飼養衛生管理等支援システムの運用が開始されました。

この飼養衛生管理等支援システムの機能の一つとして、電子指示書システムが開発されました。現在、獣医師が要指示医薬品を処方する際に紙の「指示書」を作成して生産者や販売店とやりとりをしており、手続きが煩雑となっています。電子指示書システムは、この指示書に基づく動物用医薬品の投薬業務をデジタル化し、システム内で業務を行うことが可能となります。これにより、業務の効率化が期待されます。詳しくは農水省 WEB ページ (<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html>) をご覧ください。

問1-2. スマートフォン、パソコンから利用できますか。

スマートフォン、タブレット、パソコンからご利用可能です。

問1-3. システムに対応している端末の動作環境を教えてください。

対応端末は以下のとおりです。OS、ブラウザは最新バージョンにアップデートされていることが前提ですのでご注意ください。また、サポート終了端末は対象外となります。

スマートフォン(iPhone)

- ・ OS:iOS、ブラウザ:Apple Safari

スマートフォン(Android)

- ・ OS:Android、ブラウザ:Google Chrome

タブレット(iPad)

- ・ OS:iPadOS、ブラウザ:Apple Safari

タブレット(Android)

- ・ OS:Android、ブラウザ:Google Chrome

PC(Windows 11)

- ・ OS:Windows 11、ブラウザ:Google Chrome または Microsoft Edge

問1-4. アプリストアからダウンロードする必要はありますか。

アプリストアには掲載されておりませんのでダウンロードする必要はありません。システムの WEB サイトからご利用いただけます。

なお、スマートフォンでオフライン操作を行う場合、事前にシステムの WEB サイトからアプリをイ

インストールする必要があります。また、パソコンの場合は、アプリのインストールの有無に関わらずオフライン操作が可能です。詳しくは農水省 WEB ページ (<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html>) に掲載の操作マニュアルをご確認ください。

問1-5. システムの利用料金はかかりますか。

無料でご利用いただけます(システムの利用にかかる通信料はご自身の負担となります)。

問1-6. 小動物の動物病院の獣医師でも利用することはできますか。

本システムの対象は畜産分野(牛、豚、鶏)のため、システムで作成できる指示書は牛、豚、鶏のみです。したがって、小動物の動物病院では利用することができません。

問1-7. 牛と〇〇(牛、豚、鶏以外の産業動物)を診療している獣医師ですが、システムを利用することはできますか。

本システムの対象は畜産分野(牛、豚、鶏)のため、システムで作成できる指示書は牛、豚、鶏のみです。したがって、牛を診療した際はシステムを利用して指示書を作成することはできますが、牛、豚、鶏以外の産業動物を診療した際はシステムを利用しない方法で指示書を作成してください。

問1-8. 電子指示書システムを用いることは今後必須になるのでしょうか。また、必須の場合、その時期はいつからでしょうか。

現時点ではシステムの利用は任意としており、必須とする予定はございません。

問1-9. 指示書発行獣医師がこのシステムを使用するメリットはありますか。

主に以下の点が獣医師における本システムのメリットとなります。

- ・スマホで指示書を作成、送付することができる
- ・指示書が自動で都道府県・家保に送付される
- ・農場ごとの処方を登録したり、過去に作成した指示書を参照できるので、速やかに指示書を作成できる
- ・生産者の使用記録を閲覧し、農場指導に生かせる(生産者の閲覧許可が必要)
- ・全国平均等と自分の指示した医薬品使用量などが比較できる。

2. 初回利用申請

問2-1. G ビズ ID とは何ですか。

G ビズ ID は、1つの ID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の利用には G ビズ ID のアカウント取得が必要です。詳しくは G ビズ ID の WEB サイト(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)をご確認ください。

問2-2. G ビズ ID プライムの取得に必要なものは何ですか。

G ビズ ID の WEB サイト(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)をご確認ください。

問2-3. 所属する組織の代表者でなくても、G ビズ ID を取得する必要はありますか。

組織の代表者以外の方は、電子指示書システムの利用申請を目的として G ビズ ID を取得する必要はございません。

問2-4. G ビズ ID エントリーでアカウントを登録してしまいました。プライムに変更するにはどうすればよいですか。

G ビズ ID エントリーにログインした後に表示されるマイページより、G ビズ ID プライムに変更する申請を行うことができます。

ログイン画面(<https://gbiz-id.go.jp/oauth/login>)よりログインして申請を行ってください。

問2-5. eMAFF ID とは何ですか。

農林水産省共通申請サービス(通称 eMAFF)のアカウントを取得する際に発行される ID です。G ビズ ID を取得した際の ID(メールアドレス)と同一のものが eMAFF ID として登録されます。詳しくは eMAFF の WEB サイト(<https://e.maff.go.jp/GuestPortal>)をご確認ください。

問2-6. メールアドレスは職場で共用で使っているものでもよいですか。

共用使っているメールアドレスは登録に使わないでください。所属組織で使っている個人メールアドレスを登録してください。

問2-7. 開設届の写しを所持していません。どうすればよいですか。

都道府県が発行している診療施設開設届の届出済証明の写し、または診療施設届出事項変更届の写しの提出でも可能です。いずれも所持していない場合は、診療施設の所在する都道府県に

お問い合わせください。

問2-8. 提出書類を持参してもよいですか。

持参は受け付けておりませんので、メールか郵送でご提出ください。

問2-9. 審査者アカウントとは何ですか。

診療所、販売店のシステム利用者に配布される eMAFF ID アカウントの名称です。アカウント発行手続きの関係でユーザ区分が審査者となっておりますが、何かを審査するわけではございません。なお、獣医師法第22条の届出の際などに使用する eMAFF ID アカウントとは異なるものですので、審査者アカウントから第22条の届け出を行うことはできません。

問2-10. 獣医師法第 22 条の届出の際に用いた eMAFF ID のアカウントは、審査者アカウントとして使えるのですか。

獣医師法 22 条届出の際に用いた eMAFF ID アカウントと、本システムの利用に用いる審査者アカウントは異なるアカウントです。そのため、同じメールアドレスを審査者アカウントのメールアドレスに使うことはできますが、農水省より審査者アカウントが発行されるまでは、22条届出の際に用いたアカウントでシステムにログインすることはできません。

3. アカウントの変更、追加、廃止

問3-1. 組織の人員に変更があり、組織に配布されている利用者アカウントを追加、廃止したいです。どうすればよいですか。

アカウント追加、廃止申請書に必要事項を記入し、薬剤耐性対策班までメールまたは郵送で提出してください。アカウント追加、廃止申請書は、農水省 WEB ページ (<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html>) よりダウンロードできます。

問3-2. 診療所名(従業員の eMAFF ID、メールアドレス、従業員氏名)を変更したいのですがどうすればいいですか。

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班までメールないしお電話にてお問い合わせください。

メール: denshishijisho_admin@maff.go.jp

電話: 03-3502-8097(直通)

問3-3. 代表者が交代するので代表者情報を変更したいのですが、どうすればよいですか。

a. 【法人代表者の場合】

G ビズ ID プライムを保有している法人の代表者が交代する場合は、新しい代表者が G ビズ ID プライムアカウントを取得し、マイページから同一法人番号のアカウント情報を承継していただく必要がございます。農水省共通申請サービス(eMAFF)上で、前の代表者名義で申請していた申請情報を新しい代表者のアカウントに紐付けを行いますので、詳しい操作方法は eMAFF 窓口(<https://e.maff.go.jp/Inquiry>)へお問合せください。

また、新しい代表者がシステムのアカウントは所有している場合は、システムの利用申請は不要です。システムのアカウントを所有していない場合は、利用申請をする必要があります。

b. 【個人事業主の場合】

G ビズ ID や eMAFF で何らかの申請中の場合、申請処理に影響がでる可能性があります。恐れ入りますが、eMAFF 窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

操作編

問1. ログインができません。

本システムをご利用の際は、少なくとも一度は共通申請サービスにログインしていただく必要があります。まだログインしていない場合は、操作マニュアルの「1-1. eMAFF ログイン」を参照し、必要な操作を行ってください。操作マニュアルは、農水省 WEB ページ (<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/vmed-record.html>) よりダウンロードできます。

問2. ログインすると「Sign in」と画面に表示されました。

ログイン完了までに時間がかかった場合に表示される画面です。「Continue with emaff-idp」ボタンを押下して頂いたのち、再度「ログイン」ボタンを押下することで通常通りログインを行います。

問3. (送付先設定をしていない農場や販売店の)農場 ID や販売店 ID はどのようにして知ればよいですか。

農場 ID や販売店 ID は、取引先の各農場・販売店にお問合せください。

問4. 取引先から診療所 ID を教えて欲しいと言われました。

診療所 ID は「診療所情報確認」画面に表示されています。「診療所情報確認」画面はメニューのユーザ名が表示されている部分を押下して、「診療所情報」を押下することで遷移できます。「診療所情報確認」画面に表示されていない場合、操作マニュアルの「2-2. 診療所情報の登録」を参照し、診療所の情報を入力してください。

問5. 送付先(農場)依頼を行おうとするとエラーになります。

既に依頼が存在する場合、または既に送付先設定済みの場合はエラーになります。

- a. 【エラーメッセージ:「入力された農場から既に依頼されており、あなたの診療所の承諾待ちです。」が表示される場合】

操作マニュアルの「4-1. 送付元(診療所)承諾」を参照し、必要な操作を行ってください。

- b. 【エラーメッセージ:「入力された農場へ既に依頼しており、承諾待ちです。」が表示される場合】

既に依頼を行っている相手に同一の依頼を行うことはできません。相手の承諾をお待ちください。

- c. 【エラーメッセージ:「販売店名から農場とあなたの診療所へ既に依頼しており、農場とあなたの診療所の承諾待ちです。」が表示される場合】

紐づけ(農場・診療所)依頼では農場が承諾するまで診療所は該当の依頼を確認できません。農場が承諾した際に通知が送付されますので、それまでお待ちください。

- d. 【エラーメッセージ:「販売店名から農場とあなたの診療所へ既に依頼しており、あなたの診療所の承諾待ちです。」が表示される場合】

操作マニュアルの「4-3. 紐づけ(農場・診療所)承諾」を参照し、必要な操作を行ってください。

- e. 【エラーメッセージ:「入力された農場は既に設定済みです。」が表示される場合】

既に送付先設定が完了しています。特に何もする必要はありません。

問6. 送付先(販売店)依頼を行おうとするとエラーになります。

既に依頼が存在する場合、または既に送付先設定済みの場合はエラーになります。

- a. 【エラーメッセージ:「入力された販売店から既に依頼されており、あなたの診療所の承諾待ちです。」が表示される場合】

操作マニュアルの「4-2. 紐づけ(診療所)承諾」を参照し、必要な操作を行ってください。

- b. 【エラーメッセージ:「入力された販売店へ既に依頼しており、承諾待ちです。」が表示される場合】

既に依頼を行っている相手に同一の依頼を行うことはできません。相手の承諾をお待ちください。

- c. 【エラーメッセージ:「入力された販売店は既に設定済みです。」が表示される場合】

既に送付先設定が完了しています。特に何もする必要はありません。

問7. 紐づけ(農場・販売店)依頼を行おうとするとエラーになります。

既に依頼が存在する場合、または既に紐づけ済みの場合はエラーになります。

- a. 【エラーメッセージ:「農場から販売店へ既に依頼しており、販売店の承諾待ちです。」が表示される場合】

既に農場から販売店へ依頼が行われており、新たに依頼を行うことができません。販売店の承諾をお待ちください。

- b. 【エラーメッセージ:「販売店から農場へ既に依頼しており、農場の承諾待ちです。」が表示される場合】

既に販売店から農場へ依頼が行われており、新たに依頼を行うことができません。農場の承諾をお待ちください。

- c. 【エラーメッセージ:「入力された農場・販売店へ既に依頼しており、承諾待ちです。」が表示される場合】

既に依頼を行っている相手に同一の依頼を行うことはできません。相手の承諾をお待ちください。

- d. 【エラーメッセージ:「他の診療所から農場・販売店へ既に依頼済みです。」が表示される場合】

既に他の診療所が依頼を行っている相手に同一の依頼を行うことはできません。相手の承

諾をお待ちください。

- e. 【エラーメッセージ:「入力された農場・販売店は既に設定済みです。」が表示される場合】
既に紐づけが完了しています。特に何もする必要はありません。

問8. 指示書を作成しているのですが、指示書を送付したい農場、販売店が指示書に設定できません。

指示書を送付したい農場、販売店が本システムを利用していない場合は、指示書に該当する農場 販売店を設定できません。農場、販売店が本システムを利用しているかご確認ください。

a. 【利用している場合】

指示書を送付するためには、あらかじめ送付先・紐づけ依頼が必要になります。操作マニュアルの「3. 送付先・紐づけ依頼」や「4. 紐づけ承諾」を参照し、必要な操作を行ってください。

b. 【利用していない場合】

農場の場合は「対象動物の所有者及び管理者」欄の「入力方法」を「手入力」に、「送付先情報」欄の「生産者」を「紙など」に設定の上、各項目を入力して送付してください。

販売店の場合は「送付先情報」欄の「指示内容を共有する販売店」を「紙など」に設定の上、各項目を入力して送付してください。また、どちらの場合でも、紙の指示書を直接送付してください。

問9. 指示書の作成中ですが、送付先の農場情報に誤りがあります。どのように修正すれば良いですか。

獣医師の方は、システムに登録されている農場情報を修正することはできません。農場の生産者が飼養衛生ポータルから申請を行い、修正する必要があります。生産者が申請を行った後、審査が完了すると、農場情報が修正されます。ただし、既に生産者や販売店へ送付した指示書の農場情報については修正されません。編集可能な指示書については、編集画面で農場を再度選択することで修正が反映されます。

問10. 同じ診療所で働く同僚の獣医師が作成した指示書の内容を修正したいのですが、どうすれば出来ますか。

指示書の修正は作成した獣医師本人のみ修正することが出来ます。同じ組織であっても本人以外は修正や削除は不可であり、参照のみ可能となっています。指示書の修正が必要な場合は、指示書を作成した獣医師に依頼してください。指示書の修正が急ぎ必要な場合は、診療所の別の獣医師が対象の患畜を診察して新たに指示書を発行する必要があります。新たに指示書を発行した後、差し戻された指示書は削除してください。

問11. 生産者への送付先設定を「紙など」にした場合、送付先の実産者へ指示書をどのように渡せばいいのですか。

指示書ステータスが「送付済」となりますが、システム上で送付されているわけではありません。送付先設定で「紙など」を選択している場合は、指示書を出力してメールや指示書を印刷したものを生産者に提出してください。

問12. 作成した指示書を PDF 出力して紙の指示書として使用するだけであれば、農場との紐づけは不要でしょうか。

ご理解のとおりですが、農場と紐づけをすると電子媒体のまま送付することができますので、PDF 出力及び紙の指示書とする作業が不要となります。また、農場でも送付された電子指示書の内容を引用してシステム上で使用記録を登録することができますので、農場との紐づけをお勧めいたします。

問13. 適用外使用の場合も考慮されているのでしょうか。承認通りまたは適用外使用の場合とで、農場側の受け取る情報が気になりました。

出荷可能年月日は農場側で使用記録を登録した際に、投薬日及び動物用医薬品マスタで保持している休業/使用禁止期間から自動算出されます。注意事項等については「備考」欄などをご利用ください。

問14. システムで発行した指示書は、出荷制限期間指示書(または出荷禁止指示書)として使えますか。

出荷制限期間(または出荷禁止)を指示する記載内容を記載していれば、出荷制限期間指示書(または出荷禁止指示書)に相当するものとして使用することができます。

問15. システムで作成した指示書は、システムを利用していない生産者や販売店に送付することはできますか。

システム利用者のみにシステムを通じて送付できます。しかし、システムで作成した指示書は PDF ファイルとして出力できますので、ご自身でメールないし紙媒体に印刷するなどして送付先に提出することが可能です。

問16. 指示書の作成時に送付先指定をした販売店が、生産者が承諾した後に別の販売店に代わっていました(指示書作成時に送付先指定した販売店が、生産者が承諾した後に削除されていました)。

獣医師が指示書を作成し、送付したあとに生産者が指示書の確認を行います。その際に、生産者

が送付先を「電子」や「紙など」を選択できるようになっています。また、生産者が確認する際に、別の販売店を選択することも可能となっています。生産者が別の販売店を選択して指示書の承諾を行うと、獣医師様の指示書もその内容に反映されるようになります。また、生産者様が送付先を「紙など」を選択して指示書を承諾すると、獣医師様の指示書も販売店様への送付先設定が紙などに反映され、指定された販売店情報は削除されます。

問17. メニューに送付先依頼や指示書作成が表示されません。

一部の機能は獣医師免許登録番号を設定したユーザのみ利用可能です。

操作マニュアルの「2-1. 獣医師免許登録番号の登録」を参照し、獣医師免許登録番号を設定してください。

問18. ログインすると「同期失敗」と表示されます。

通信状況が不安定なようです。一度ログアウトして、通信状況の良い場所に移動して時間を置いてから再度ログインしてください。

問19. どのような通知をどのようなときに受信する可能性があるのでしょうか。

以下の通知を受信する可能性があります。

a. 【〇〇承諾依頼】

→対応が必要な依頼を受けた際に通知が届きます。

b. 【〇〇承諾依頼結果】

→依頼が承諾または却下された際に通知が届きます。

c. 【指示書差戻通知】

→生産者または販売店が指示書を差戻した際に通知が届きます。

問20. ファイルのダウンロードができません。

利用者の環境によっては、セキュリティ設定やポリシーによりファイルのダウンロードが制限されている場合があります。この場合、以下の手順をお試しください。

①ブラウザの設定を確認

ブラウザのポップアップブロック機能により、ファイルのダウンロードがブロックされる場合があります。ブラウザの設定をご確認の上、ポップアップブロックを解除してください。

②セキュリティソフトの設定を確認

使用しているセキュリティソフトの設定でダウンロードが制限されている可能性があります。セキュリティソフトの設定をご確認の上、制限を解除してください。

③ネットワークの設定を確認

会社や組織のネットワーク設定により、特定のファイルのダウンロードが制限されている場合があります。社内のシステム担当者にお問い合わせください。

問21. このシステムで獣医師が送付した指示書は獣医師の所在地の家保に届くのでしょうか。それとも農家の所在地の家保に届くのでしょうか。

農場情報を「農場名から検索」で入力した場合は、農場台帳の管轄家保にしている家保及び診療所の所在地の家保に届きます。「手入力」から入力した場合は、診療所の所在地の家保にのみ届きます。

問22. 都道府県、家畜保健衛生所以外の組織に指示書を提出したいです。

システム上で作成された指示書は、自動で管轄都道府県及び家畜保健衛生所に提出されますが、地方獣医師会など、管轄都道府県及び家畜保健衛生所以外の団体には提出されません。また、システムで自動送付先を設定することはできません。恐れ入りますが、作成した指示書を出力し、メールや印刷した紙媒体を郵送するなどしてください。

問23. 販売店や農場が仮に廃業などで無くなった場合、それらの通告はどのような流れになるでしょうか。

システム上では、個々のアカウントから廃業等の通告をすることはできませんので、廃業される販売店や農場には、個別に農水省までご連絡をいただくようお願いいたします。

問24. 新製品の動物用医薬品リストへの追加は発売からどのくらいの期間で完了しますか。

製造販売業者からの情報をもって掲載手続をします。ご連絡いただければ掲載はそれほど時間はかからない見込みです。